

令和4年度業務改善助成金（特例コース）交付申請に係る提出書類一覧

事業場名： _____

●申請前の確認事項

交付要綱第2条の要件に該当し、千葉県内に設置されている中小企業事業者である。	はい	・	いいえ
事業場内最低賃金と地域別最低賃金（953円）の差額が30円以内である。	はい	・	いいえ
新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から令和3年12月までの連続した任意の3ヶ月の平均値」が、前年または前々年と比べて、30%以上減少している。	はい	・	いいえ
令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げている。	はい	・	いいえ

●提出書類

No.	提出書類名	留意事項	確認欄
1	交付申請書（様式第1号）		<input type="checkbox"/>
2	国庫補助金所要額調書（別紙1）		<input type="checkbox"/>
3	事業実施計画書（別紙2）		<input type="checkbox"/>
4	特例事業者該当要件を満たしていることを確認できる書類 ・事業活動の状況に関する申出書（様式第1号-2） ・生産指標の数値が確認できる書類 （例：総勘定元帳、生産月報、月次損益計算書 等）	・生産指標の最近3か月の平均値が、前年又は前々年の同期に比べ、30%以上減少している事業者が対象となります。 （例：令和3年12月～10月 ↔ 令和元年12月～10月） ・生産指標には、売上高・生産量・販売量・仕入量などが含まれます。	<input type="checkbox"/>
5	助成対象経費の見積書	・契約予定額が10万円以上のものについては、同一条件の相見積を2社以上提出してください。 ・契約予定額が10万円未満の場合は相見積は不要です。	<input type="checkbox"/>
6	導入設備のパンフレットやカタログ、工事の図面 等	・型番や設備の内容が分かるものをご提出ください。	<input type="checkbox"/>
7	・令和3年6月と7月の賃金台帳の写し ・賃金を引上げ日の属する当月と翌月の2月分の賃金台帳の写し。	・月給制の労働者がいる場合は、年間稼働日数及び年間休日日数、一日の所定労働時間を記載してください。 ・給与形態によっては3月分以上必要になる場合があります。 （歩合給が支給されている場合など） ・「引き上げ労働者」に該当する方のみ提出してください。	<input type="checkbox"/>
8	・就業規則の写し ・※労働者の下限の賃金額とすることの申出書（様式第1号-3）	・就業規則は引上げ後の事業場内最低賃金と施行日（引上げ日）を明記のうえ、労働基準監督署で受付がされているものを提出してください。 ※就業規則等がない場合（10人未満の事業所等）のみ提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
9	その他参考となる資料	・必要に応じて労働局から書類を請求する場合がございます。	<input type="checkbox"/>

●提出期限

令和4年7月29日まで（**必着**）

●問い合わせ・申請先

千葉労働局雇用環境・均等室 企画部門 業務改善助成金担当

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階 【電話番号】043-306-1860